

岩手県食品及び環境衛生表彰実施要綱（昭和39年岩手県告示第919号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>(表彰対象)</p> <p>第2 前項の表彰は、次の各号に掲げるものに対して行う。</p> <p>(1) 永年にわたり<u>食品又は環境衛生営業の団体運営</u>に尽力し、その功績が顕著な者</p> <p>(2) 永年にわたり<u>食品又は環境衛生営業</u>に従事し、当該<u>営業</u>の健全化、合理化等の推進に尽力し、<u>同種営業</u>の発展に寄与した功績が顕著な者</p> <p>(3) 永年にわたり<u>食品又は環境衛生営業</u>に精励し、その<u>営業施設</u>が特に優秀であり、他の模範となる者</p> <p>(4)・(5) [略]</p>	<p>(表彰対象)</p> <p>第2 前項の表彰は、次の各号に掲げるものに対して行う。</p> <p>(1) 永年にわたり<u>食品衛生、調理師、生活衛生関係営業又は建築物環境衛生の団体の運営</u>に尽力し、その功績が顕著な者</p> <p>(2) 永年にわたり<u>食品に関する営業、調理の業務、生活衛生関係の営業又は建築物環境衛生の事業</u>に従事し、当該<u>営業等</u>の健全化、合理化等の推進に尽力し、<u>同種営業等</u>の発展に寄与した功績が顕著な者</p> <p>(3) 永年にわたり<u>食品に関する営業又は生活衛生関係の営業</u>に精励し、その<u>営業施設</u>が特に優秀であり、他の模範となる者</p> <p>(4)・(5) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	